# 有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会 開催経緯

有料老人ホームにおける 望ましいサービス提供のあり方 に関する検討会(第7回)

2025年10月31日

資料 2 - 2

### 趣旨・目的

- 地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護等のサービスが包括的に提供される前提となる高齢者の住まいの確保は重要であり、そのニーズの高まりや多様化に伴い、有料老人ホーム(※)の数は増加するとともに、提供されるサービスも民間の創意工夫により多様化している。一方、入居者に対する過剰な介護サービスの提供(いわゆる「囲い込み」)に加え、入居者保護や入居者紹介事業をめぐる事案など、有料老人ホームの運営や提供されるサービスに関する透明性・質の確保に関する課題もある。 (※) サ高住の約96%は有料老人ホームに該当
- こうした状況を踏まえ、**有料老人ホームの多様な運営方法やサービスの提供実態を把握**するとともに、多様なニーズに対応しつつ、**運営やサービスの透明性・質の確保を図るための方策等**を検討。

# 構成員等

◎:座長、○:座長代理

〇井上由起子 日本社会事業大学専門職大学院教授

植村 健志 一般社団法人 全国介護付きホーム協会副代表理事

江澤 和彦 公益社団法人 日本医師会常任理事 川田 力也 民間介護事業推進委員会代表委員

八四 700 民间分最争采证是安良安心农安良 木本 和伸 大阪府福祉部高齢介護室介護支援課長

倉田 賀世 熊本大学法学部教授

◎駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授

高野 龍昭 東洋大学福祉社会デザイン学部教授 田母神裕美 公益社団法人 日本看護協会常任理事 7澤 俊勝 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会理事長

(高齢者住まい事業者団体連合会副代表幹事) 則 一般社団法人 日本介護支援専門員協会副会長

順中 和則 放在到法人 日本月度又拨等门复励云副云安 北條 雅之 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課長

保木口知子 独立行政法人 国民生活センター理事

宮本 俊介 一般社団法人 高齢者住宅協会住宅・住生活部会部会長

矢田 尚子 日本大学法学部准教授

(オブザーバー)

里村 浩 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会事務局長兼常務理事

村上かおる 一般社団法人 全国介護事業者連盟事務局長

田中 規倫 国土交通省住宅局安心居住推進課長

(10月31日時点)

# これまでご議論・ご意見いただいた事項

### (1) 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

(i) 有料老人ホームにおけるサービスの質の確保等 有料老人ホームをはじめとする高齢者住まいの役割、有料老人 ホームにおける介護・医療サービスの質の確保、安全性の確保

(ii) 入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

入居契約の性質や契約規則の必要性、望ましい情報提供のあり方、 入居契約時において説明されるべき事項、高齢者や家族等への意思 決定支援の必要性

(iv) 入居者紹介業者の透明性や質の確保

入居者紹介事業者の役割と課題、入居者紹介事業の透明性や質の 確保等について

- (iii) 有料老人ホームの定義について
- (iv) 地域毎の二一ズや実態を踏まえた介護保険事業(支援)計画の作成 に向けた対応

# (2) 有料老人ホームの指導監督のあり方

届出制や標準指導指針による現行制度の課題、参入時の規制のあり方、標準指導指針や参入後の規制のあり方、行政処分の限界と対応の方策

- (3) 有料老人ホーム等における囲い込み対策のあり方
  - (i) 住宅型有料老人ホームにおける介護サービスの提供

出来高報酬型の介護保険サービス等が一体的に提供されている事業経営モデルの問題点、当該事業経営モデルにおけるケアマネジャーの独立性・中立性の確保、当該事業経営モデルにおける事業運営の透明性の向上

(ii) 特定施設入居者生活介護

特定施設への移行や外部サービス利用型の活用促進等について

### 開催状況

(第1回) 2025年 4月14日 現状・課題について

(第2回) 2025年 4月28日 ヒアリング

(第3回) 2025年 5月19日 ヒアリング (第4回) 2025年 6月20日 これまでの議論の整

(第4回) 2025年 6月20日 これまでの議論の整理案について 2025年 7月25日 これまでの議論の整理 (第5回) 2025年9月16日 これまでの議論の整理を踏まえた検討の 方向性について

(第6回) 2025年10月3日 とりまとめに向けた議論について (2025年10月8日~10月21日 パブリックコメント実施)

(第7回) 2025年10月31日 とりまとめ案について

# 有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会 とりまとめ(案)(概要)

- 多様なニーズを抱える高齢者が、希望と状態像に応じて住まいと介護サービスを選択できることが重要。
- このため、入居する要介護者等の安全性の確保、住まい・介護サービスの選択プロセスの透明性の向上、ニーズに応じた介護 サービスが提供可能な体制整備に向けた対応の方向性を検討。

# サービス選択における 課題

住まいやサービスの種類が

高額手数料など入居者紹介 事業の透明性に疑念のある

複雑で、情報の非対称性が

- 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性から、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、
- ◆ 有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保

1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

- 認知症の方などを入居対象(※)とする有料老人ホームについて、登録制といった事前規制を導入する必要性 (※) 実態としてこれらの者が入居している場合や、中重度以上になっても住み続けられる場合も含む
- こうした一定以上の介護等を必要とする高齢者の住まいであることを踏まえた**人員・施設・運営等に関する基準** を設ける必要性
- ◆ 入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択
  - 契約締結に際し事前の重要事項説明の実施や、入居契約書の事前交付の義務付けの必要性
  - 入居希望者や家族、ケアマネジャー、医療SW等が活用しやすい情報公表システムの構築の必要性
- ◆ 入居者紹介事業の透明性や質の確保
  - 現行の事業者団体による届出公表制度を前提に、**公益社団法人等が一定の基準を満たした入居者紹介事業者を優** 良事業者として認定する仕組みの必要性
  - 紹介事業者による入居希望者への明確な説明や、紹介手数料の算定方法等(月当たり家賃・管理費等の居住費用 がベースとなること) の公表の必要性
- ◆ 有料老人ホームの定義(「食事の提供」の明確化の必要性)
- ◆ **介護保険事業(支援)計画の策定に向けた対応**(住宅型有料老人ホームの情報を**自治体が把握できる仕組み**の必要性)
- 2. 有料老人ホームの指導監督のあり方
- 事業運営の質の維持のため、**更新制**や、**一定の場合に更新を拒否する仕組み**の必要性
  - 行政処分を受けた事業者について、役員等の組織的関与が認められる場合には、一定期間、事業所の開設を制
  - 限する什組みの必要性 ○ 事業廃止や停止等の場合において、有料老人ホーム運営事業者が、入居者の転居支援、介護サービス等の継続

的な確保、関係機関や家族等との調整について、行政と連携しながら責任を持って対応する必要性

# 3. 有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方

- ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制確保の必要性
  - 入居契約とケアマネジメント契約が独立していること、契約締結のプロセスにかかる手順書やガイドラインを
  - まとめておき、入居希望者に明示するとともに、行政が事後チェックできる仕組みの必要性 ○ 介護サービス等と同一・関連事業者の場合、住まい事業と介護サービス等事業の会計が分離独立して公表され、 その内訳や収支を含めて確認できる必要性
  - 介護保険事業計画においてニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込むことが重要であ り、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合等に**特定施設への移行を促す**必要性 等 2

# サービスの質の確保に

高い

事例

緊急時の対応や、認知症 等の専門的ケアを必要と

おける課題

- する要介護者の安全確保 に課題
- ケアプラン作成への関与 等により、併設事業者等 への誘導、過剰サービス

• 住宅型有料老人ホームの

提供のおそれ

自治体の指導監督・ニー

# ズ把握における課題

- 届出制のもとでの自治体 の指導監督に限界
- 自治体による有料老人 ホーム入居者の介護サー
- ビス利用実態が把握困難 総量規制により、特定施
- 設の指定を受けられない

# 1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

# (有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保について)

- 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性の観点から、<u>一</u> **定の有料老人ホームについては、行政の関与により入居者保護を強化 すべく、登録制といった事前規制の導入を検討する必要**がある。
- この事前規制の対象は、入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、認知症の方などを入居対象とする有料老人ホームとすることが考えられる。また、実態としてこれらの者が入居している有料老人ホームや軽度の高齢者のみが入居しているが、中重度以上になっても住み続けられるとしている有料老人ホームについても、対象とすることが考えられる。その際、全ての有料老人ホームにおいて尊厳や安全性等の確保が求められる旨を明確化するとともに、入居者の状態に応じた基準を設ける枠組みとすることも考えられる。
- 有料老人ホームについて、利用者の選択に資するとともに、自治体が適切に判断・把握ができる仕組みが必要。この観点から、全ての有料老人ホームに対し、契約書に入居対象者(入居可能な要介護度や医療の必要性、認知症、看取り期の対応の可否)を明記し、公表するとともに、自治体に提出する事業計画上記載することを義務付ける必要がある。

#### (具体的な基準について)

- こうした有料老人ホームについては、特定施設やサ高住との均衡に配慮しつつ、**高齢者の尊厳の保障、サービスの質の確保といった観点**から、**職員体制や運営体制に関する一定の基準**を法令上設ける必要がある。
- また、<u>併設介護事業所が提供するサービスや職員体制・運営体制との</u> 関係が曖昧にならないような基準を示す必要がある。
- こうした制度を導入する場合、**事業開始前に満たすべき項目**として、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、**一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであることを踏まえた人員・施設・運営等に関する基準**を設ける必要がある。
- 具体的には、**介護・医療ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の**

- 対応を想定した職員の配置基準、ハード面の設備基準、虐待防止措置、 介護事故防止措置や事故報告の実施等について法令上の基準を設ける 必要がある。また、看取りまで行うとしている有料老人ホームについ ては、看取り指針の整備が必要。また、サ高住等の制度も参考に、有 料老人ホームによる不当な契約解除を禁止するなど、契約関係の基準 等を盛り込む必要がある。
- 適正化、介護予防、要介護度に応じた適切な介護技術に関する職員研修
  も、既に何らかの介護関係の資格を有している場合等を除き、必要である。
   こうした基準等の策定に際しては、自治体ごとに解釈の余地が生じた

○ 特定施設と同様に、**認知症ケア、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の** 

○ こうした基準等の策定に際しては、**自治体ごとに解釈の余地が生じに くい具体的な形で規定する必要**がある。また、各地域における実情を 反映できるよう、**一定の事項については参酌基準**とすることが適切で ある。

# (介護・医療との適切な連携体制について)

- 有料老人ホームにおいても、ケアマネジャーや高齢者自身の適切なアセスメント及び本人の意思決定に基づいた質の高いケアプランの作成やサービス提供につなげていくことを確保する必要がある。有料老人ホームにおいて、高齢者本人や家族の相談窓口となる担当者を明確にすることや、必要に応じて有料老人ホームの職員が介護や医療現場のケアカンファレンスにも参加していくことも考えられる。
- 医療機関と高齢者住まいの連携について、医療機関においては、診療報酬上の入退院支援加算の連携の仕組みを参考にするなど、<u>地域の医療機関の地域連携室と高齢者住まいの連携を深めていく必要</u>がある。また、医療機関の地域連携室に近隣の高齢者住まいのパンフレットや契約書を共有しておくなど、常日頃から医療機関と地域の高齢者住まいが情報共有しておくことが考えられる。

# (サービスの見える化について)

○ 有料老人ホーム運営事業者自らの質の改善と高齢者やその家族の適切なサービス選択に資するため、**客観性・専門性を有した第三者が外部からサービスの質を評価することが必要**である。そのためには、<u>事業</u>者団体による既存の第三者評価の仕組みを一層活用していくことが有効であり、これを制度的に位置付けることも必要である。

# 有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ(案)(概要②)

# 1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方(続き)

# (入居契約の透明性確保について)

- 消費者保護の観点から、**契約書や重要事項説明書、ホームページなど** において、有料老人ホーム運営事業者が十分な説明や情報提供を行う ことを確保する必要がある。また、契約書や重要事項説明書を契約前 に書面で説明・交付することを義務づける必要がある。
- より具体的には、重要事項説明書等において、特定施設・「住宅型」 有料老人ホームの種別、介護保険施設等との相違点、要介護度や医療 必要度に応じた受入れの可否、入居費用や介護サービスの費用及び別 途必要となる費用、施設の運営方針、介護・医療・看護スタッフの常 駐の有無、看取り指針の策定の有無、退去・解約時の原状回復や精 算・返還等に関する説明が確実に行われることが必要である。
- 特に、**有料老人ホームと同一・関連法人の介護事業者によるサービス** 提供が選択肢として提示される場合には、実質的な誘導が行われないよう、中立的かつ正確な説明が確実に実施される必要がある。また、多くの高齢者は有料老人ホームを「終の棲家」とすることを想定していることから、要介護状態や医療処置を必要とする状態になった場合に、外部サービス等を利用しながら住み続けられるか、看取りまで行われるか、あるいは退去を求められるかについても、しっかりとした説明が確実に実施される必要がある。

### (情報公表の充実について)

- 入居希望者やその家族、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が活用しやすい有料を人ホームの情報公表システムが必要。 入居希望者やその家族が必要とする前述のような情報を条件検索できるようにした上で、抽出したり条件により並び替えられる機能を盛り込んだり、数値等をグラフ化して視認性を高めるといった工夫が考えられる。
- こうした情報公表システムの充実が求められるところ、現状の介護 サービス情報公表システムへの情報の入力・登録を行っている有料老 人ホームが十分でないことを踏まえ、**各有料老人ホーム運営事業者に** 対して入力を促すための方策を検討する必要がある。

#### (適切な相談先の確保について)

○ 地域ごとにワンストップ型の相談窓口を設け、相談内容に応じて専門的な機関につなぐ連携の仕組みを構築することが有益である。特に、高齢者住まい選びや入居後の苦情相談について、ノウハウを有する公益社団法人有料老人ホーム協会などの人員体制や周知の充実を図り、活用の一層の推進を図ることが有効である。

### (入居者紹介事業の透明性や質の確保)

- 高齢者やその家族、自治体、医療機関、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が、事業者団体が実施している現行の紹介事業者届出公表制度における行動指針に則り適切に事業を運営している紹介事業者を、確実に確認・選択できる仕組みが必要である。
- このため、現行の紹介事業者届出公表制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした事業者を優良事業者として認定する仕組みの 創設が有効である。
- 紹介事業者には、高齢者に対する意思決定支援・権利擁護の機能を持つことが期待されていることから、こうした仕組みのなかで、紹介事業者が、利用者に対して自らの立場を明確に説明したうえで、中立的な立場から、正確な情報に基づき入居希望者の希望に合った有料老人ホームを紹介すること、成約時に有料老人ホーム側から紹介手数料を受領すること、紹介手数料の算定方法等を、入居希望者に対し事前に書面で明示するといった対応が必要である。
- **紹介手数料の設定については、**賃貸住宅の仲介を参考に、**例えば月当 たりの家賃・管理費等の居住費用をベースに算定**することが適切である。
- <u>有料老人ホーム運営事業者においても、紹介事業者の活用や提携の有無、紹介手数料の算定方法等を公表するとともに、入居希望者に対し</u>明示する必要がある。
- このため、紹介事業者届出公表制度に基づく情報公表の仕組みを充実させ、紹介事業における業務内容やマッチング方法、紹介可能なエリア、提携する高齢者住まい事業者、紹介手数料の設定方法等について検索可能なシステムを作る必要がある。

4

# 有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ(案)(概要③)

# 1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方(続き)

### (有料老人ホームの定義について)

○ 例えば、介護事業者が入居者に対して介護食等を提供している場合には「食事の提供」を行っていると判断すべきだが、他方で、自立の入居者が各個室のキッチンで自ら食事を作り、また、必要に応じて自らの意思で選択して併設の食堂を利用している等の場合には、「食事の提供」を行っているとは判断されないことを明確化する必要がある。

# (地域毎のニーズや実態を踏まえた介護保険事業(支援)計画の作成に向けた対応)

- 自治体における介護保険事業(支援)計画策定に当たって、<u>「外付</u> <u>け」の介護サービスが利用されている「住宅型」有料老人ホームに係</u> **る情報を把握できる仕組み**が必要である。
- 毎年度提出を求めている重要事項説明書から把握可能な情報に加え、より的確にニーズを把握していくために、自治体と有料老人ホーム運営事業者の双方に過度な負担をかけることなく、簡便な方法で情報を把握する仕組みの構築が必要である。
- 次期介護保険事業(支援)計画や老人福祉計画の策定に向けて、**高齢者住まいごとの基本情報**(例えば定員数や実際の入居者数、特定施設の指定の有無などの情報の一覧)、入居者の要介護度別の人数や割合などの集計情報、高齢者住まいのマッピングなど、保険者たる市町村自身で把握・整理していく仕組みが必要である。

# 2. 有料老人ホームの指導監督のあり方

### (参入時の規制のあり方について)

○ 届出制における課題を踏まえれば、**参入を妨げるような過度な規制と ならないよう留意しつつ**、1で述べたように、入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高い、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、認知症の方などを入居対象とする有料老人ホームについては、**登録制といった事前規制 の導入を検討**する必要がある。

- 導入される制度は、公平性の観点から、新設の有料老人ホームだけでなく、既存の有料老人ホームで要件に該当するものに対しても適用される必要がある。その際、既存の有料老人ホームが新たな制度へ移行するに当たっては、有料老人ホーム事業者における対応の検討や体制等の整備、また、都道府県等の事務負担に鑑み一定の経過措置が必要である。
- その場合、<u>有料該当のサ高住について、サ高住の登録内容と有料老人</u> <u>ホームについて新たに求められることとなる内容について、重複のないよう整理</u>することが必要である。

#### (都道府県等への報告事項について)

- 有料老人ホームの設置者から都道府県への報告については、重要事項 説明書の提出などの既に都道府県知事への報告事項となっている内容 に加え、介護保険サービスの提供体制の有無や、有料老人ホームと サービスの提供主体との関係、財務諸表等については、透明性確保の 観点からも、事前に必要である。
- 介護保険サービス提供事業所が有料老人ホームと同一経営主体の場合は、例えば、**居宅介護支援事業所**(以下「ケアマネ事業所」という。) を含めた主たる介護保険サービス事業者等としてまとめて公表し、協力医療機関がある場合は、そこも含め公表し、有料老人ホームを選択する際の情報とすることが想定される。また、どのような施設類型がその利用者に適しているかの選択にあたり、有料老人ホームで実施される介護サービス費用の自費部分も含めて情報提供できるようにする必要がある。
- <u>有料老人ホームに該当するサ高住については、</u>既に高齢者居住安定法に基づく重要事項説明義務や報告事項が課されていることを踏まえ、 新たな制度を設ける場合は、行政への提出を求める事項について、必要な事項に限定したうえで、重複が生じないようにする必要がある。

# (標準指導指針について)

○ 登録制といった事前規制の導入に伴い、**都道府県等が事業の開始前**・ 開始後ともに効果的な対応を取ることができるよう、老人福祉法に基 づく統一的な基準として策定することが必要がある。

# 有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会 とりまとめ(案)(概要④)

# 2. 有料老人ホームの指導監督のあり方(続き)

### (参入後の規制のあり方について)

- 参入後の事業運営の質の維持が確保されることも重要であるため、**更 新制の設定や、一定の場合に更新を拒否する仕組み**が必要である。
- 不正等の行為により行政処分を受けた有料老人ホームの運営事業者について、役員等の組織的関与が認められる場合には、一定期間、有料 老人ホームの開設を制限する制度の導入についても検討が必要である。
- 経営の継続が困難と見込まれる事業者に対しては、<u>迅速な事業停止命</u> **令等の行政処分を可能とするための整理**が必要である。
- 標準指導指針については、老人福祉法に基づく統一的な基準を策定することが必要である。
- 事業廃止や停止等の場合においては、有料老人ホーム運営事業者が、 十分な時間的余裕を持って説明するとともに、入居者の転居支援、介 護サービス等の継続的な確保、関係機関や家族等との調整について、 行政と連携しながら責任を持って対応することに関する一定の義務づ けが必要である。

# 3. 有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方

## (ケアマネジメントのプロセスの透明化について)

- 有料老人ホームへの入居時に、入居希望者への自由なサービス選択が 確保されることが重要であり、介護事業所と提携する有料老人ホーム において、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制 の確保として、指針の公表、施設長・管理者への研修、相談担当者の 設置等の措置を行うことが考えられる。
- 併せて、一定の独立性が担保されない形での事業運営を行っている 「住宅型」有料老人ホームがある現状を踏まえ、こうした「<u>住宅型」</u> **有料老人ホームにおけるケアマネジメントとの関係性について整理**す ることも考えられる。
- 入居契約において、**有料老人ホームと資本・提携関係のある介護サービス事業所やケアマネ事業所の利用を契約条件とすること**や、利用する場合に**家賃優遇といった条件付け**を行うこと、**かかりつけ医やケアマネジャーの変更を強要することを禁止する措置**を設けることが考えられる。

- また、有料老人ホームにおいて、入居契約とケアマネジメント契約が 独立していること、契約締結やケアプラン作成の順番といったプロセ スにかかる手順書やガイドラインをまとめておき、入居希望者に対し て明示することや、契約締結が手順書やガイドライン通りに行われて いるかどうかを行政が事後チェックできる仕組みが必要である。
- 届出・登録等や指定の際の行政による指導・助言及び運営指導等においてこうした対応を有料老人ホーム運営事業者や介護サービス事業者に徹底することや、**ケアマネジャーに対して研修等により確実に周知**することが考えられる。

### (自治体による実態把握について)

- 有料老人ホームがケアマネ事業所や介護サービス事業所と提携する場合は、**有料老人ホームが事前に当該提携状況を行政に報告・公表**し、**ケアマネ事業所や介護サービス事業所の契約に関して中立性が担保されるための体制を行政がチェックできる仕組み**が必要である。
- 「住宅型」有料老人ホームやサ高住に入居した場合に、ケアマネ事業 所が保険者に連絡票を届け出ることで有料老人ホームとケアマネ事業 所の情報を紐づけることが有効と考えられる。

### (住まい事業と介護サービス等事業の経営の独立について)

- **妥当性が担保されない事業計画に対する行政の事前チェック**が働くことが必要である。
- 有料老人ホーム運営事業者が介護サービス等と同一・関連事業者である場合は、**当該有料老人ホームの事業部門の会計と、介護サービス等 部門の会計が分離独立して公表**され、その内訳や収支を含めて確認できることが必要である。

### (地域に対する透明性の向上について)

○ 有料老人ホームが地域と交流し、地域の中でより積極的な役割を果た していくことが重要である。このため、地域密着型サービスの運営推 進会議や、地域の医療・介護連携会議への参加推奨なども行い、<u>地域</u> での顔の見える関係づくりを通じ透明性の向上を促すことが必要であ る。

6

# 有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会 とりまとめ(案)(概要⑤)

# 3. 有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方(続き)

## (特定施設への移行について)

- <u>介護保険事業計画においては、二一ズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込むことが重要</u>である。そのため、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れる等の場合、特定施設への移行のメリットを明確にする等により、<u>人員や設備、運営体制について一定以上の体制が求められる特定施設への移行を促す</u>ことが考えられる。
- <u>自治体にとって移行促進のメリットが明確になるよう整理</u>する必要がある。その際、**管内の「住宅型」有料老人ホームに係る給付状況**、 <u>移行による給付への影響などを簡便な方法で把握できるようにする</u> <u>必要</u>がある。

## (外部型特定の活用について)

○ 人員などの体制確保が困難で、一般型特定施設への指定申請が難しい場合は、外部サービス利用型特定施設に指定申請を行うことも考えられるため、「住宅型」有料老人ホーム等の移行も想定した基準や報酬体系の整備も検討される必要がある。